

7 建指第 2171 号  
令和 8 年 3 月 12 日

公益社団法人 長野県建築士会 ながの支部  
支部長 久米 えみ 様

長野市長 荻原 健司  
(建設部建築指導課担当)



長野市開発許可審査基準（市街化調整区域に係る立地等基準関係）の  
改正について（通知）

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素本市の開発行政につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、社会情勢の変化等に応じた適正な開発行政を推進するため、長野市開発許可審査基準（立地基準）を下記のとおり改正しました。  
改正基準の資料を送付いたしますので、会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 今回改正した行政規則  
長野市開発許可審査基準（市街化調整区域に係る立地等基準関係）
- 2 施行日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 主な改正の内容  
都市計画法第 34 条第 1 項第 1 号に規定する市街化調整区域内の開発区域の周辺に居住する者の日常生活に必要な店舗として喫茶店等を加えるとともに、同項第 7 号に規定する既存工場の効率化に必要な施設として量的拡大のみを図る施設を加えるなど。  
別紙改正概要のとおり
- 4 資料 添付のとおり
  - (1) 改正基準
  - (2) 新旧対照表
  - (3) 改正概要

建設部建築指導課  
開発盛土対策室  
TEL：224-7292  
Email：shidou@city.nagano.lg.jp